

経営支援の ご案内



岡山経営安定サポート
2021事業で経営の改善を
支援します!

Contents

1. 岡山経営安定サポート 2021 事業	1
2. 創業支援	2
3. 事業承継支援	3
4. 事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証	5
5. 伴走支援型特別保証制度	7
6. 岡山県事業承継ネットワーク	9
7. 岡山県中小企業支援ネットワーク	10
8. 経営サポート会議	11
9. 国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」 に係る費用補助	12
10. 経営力強化保証制度	13
11. 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証） 制度	15
12. 担当部署（相談窓口）	17



1

岡山経営安定サポート2021事業

令和3年4月1日から国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、「岡山経営安定サポート2021事業」を開始しました。これは、返済緩和の条件変更を行っている中小企業者、経営の安定に支障をきたす恐れがある中小企業者、創業者（創業予定者を含む）、事業承継を予定又は事業承継後の中小企業者、生産性の向上を目指す中小企業者を対象としています。保証協会が金融機関や公的支援機関等と連携し、経営の安定を図ることを目的としており、次のような「専門家派遣事業」及びリファイナンスにより経営の安定化のお手伝いをする「ランクアップサポート事業」に取り組んでいきます。

(1) 専門家派遣事業

①対象となる方（当協会の保証を利用している中小企業者）

- 条件変更を行っている等、経営の安定に支障をきたしている中小企業者
- 経営の安定に支障をきたす恐れがある中小企業者
- 創業保証制度利用者及び利用希望者（創業後5年以内の中小企業者を含む）
- 事業承継を予定している中小企業者
- 事業承継後の中小企業者（令和2年1月1日から令和4年3月31日までに事業承継した法人）
- 生産性の向上を目指す中小企業者

※既往の国の補助事業（経営改善計画策定支援事業等）を利用している中小企業者の方は対象外となります。

②4つのコースでお手伝い

無料

専門家が企業訪問をし、経営診断・改善指導を行います。

サポートコース（10時間コース）

1日2時間以上で2日以上の
企業訪問

強化コース（15時間コース）

1日2時間以上で3日以上
の企業訪問

事業価値向上コース（20時間コース）

1日2時間以上で4日以上
の企業訪問

計画策定コース（30時間コース）

1日2時間以上で5日以上
の企業訪問・事業計画の策定

③範囲

- 経営診断
- 事業デューデリジェンス
- 原価管理、経費削減支援
- 人材開発支援
- 税務、法務関係支援
- 経営改善計画策定支援
- 現場改善、製品開発支援
- マーケティング支援
- 財務デューデリジェンス
- 販路拡大、営業強化支援
- 店舗マネジメント
- 事業承継 等

(2) ランクアップサポート事業

①対象となる方（当協会の保証を利用している中小企業者）

- 返済緩和の条件変更を行っており、原則として直前期の決算において、EBITDA（営業利益＋減価償却費）がプラスとなっている中小企業者等

②事業の内容

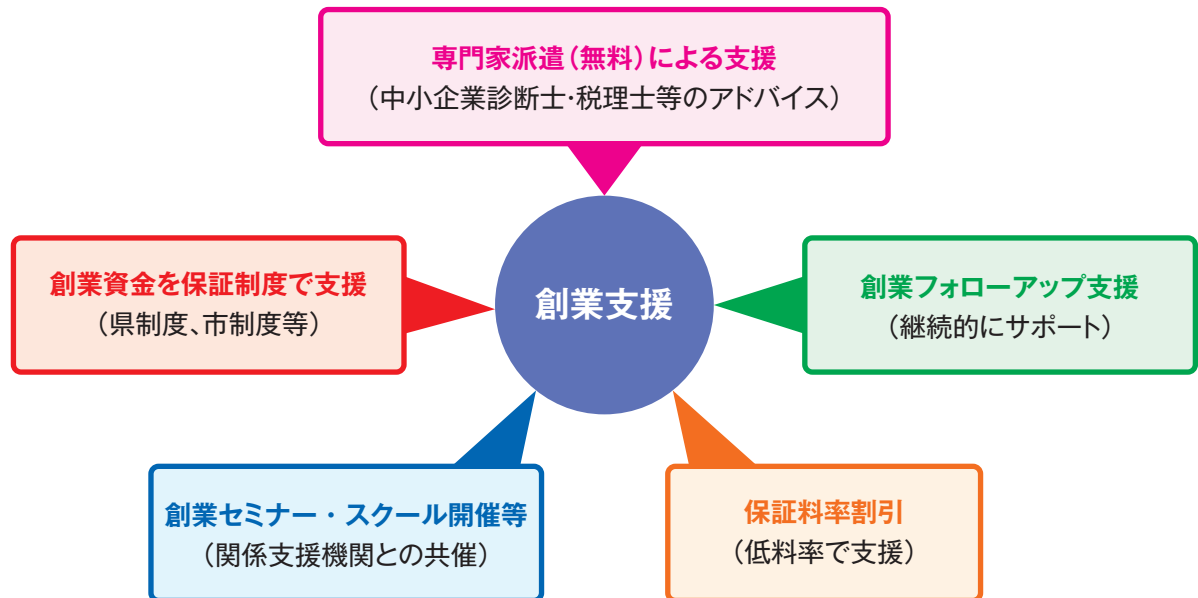
- 各部署の担当者が金融・経営支援に取り組めます。
- 保証協会が金融機関や支援機関と連携し、中小企業者と共に経営改善を進めるためのリファイナンス計画を策定し、経営の安定をサポートします。

2

創業支援

地域における創業者への支援及び中小企業者の持続的発展をサポートします。

創業者への5つの支援



専門家派遣(無料)による支援
(中小企業診断士・税理士等のアドバイス)

岡山経営安定サポート2021事業を活用し、専門家派遣を通じて、創業計画書の策定支援等、創業に際してのアドバイスをを行います。

創業資金を保証制度で支援
(県制度、市制度等)

岡山県や岡山市、倉敷市の各自治体の創業保証制度等により、創業時に必要な金融支援を行います。

創業フォローアップ支援
(継続的にサポート)

定期的なモニタリング等によるフォローアップを実施し、創業後も継続してバックアップします。

創業セミナー・スクール開催等
(関係支援機関との共催)

創業セミナーや創業スクールへ職員の講師派遣等、関係支援機関と連携し、創業にあたってのお手伝いをします。

保証料率割引
(低料率で支援)

各創業保証制度をご利用になる場合、信用保証料率を0.2%割引します。

3

事業承継支援

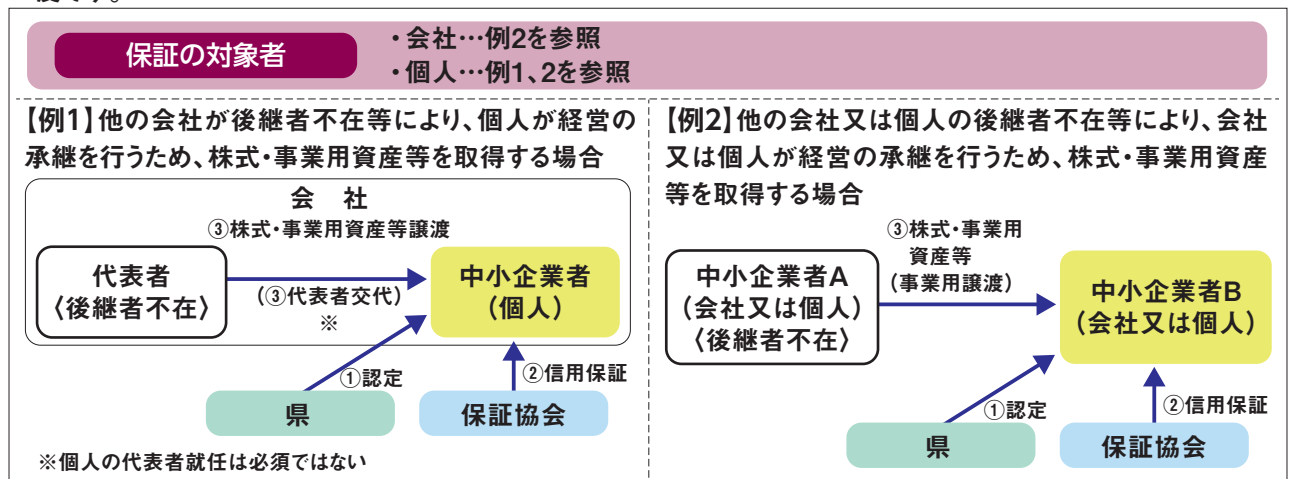
事業承継の課題を抱える中小企業者に対して、以下の事業承継に係る各種保証制度や「事業承継特別保証制度、経営承継借換関連保証」(5ページ参照)の利用、「岡山経営安定サポート2021事業」(1ページ参照)や「岡山県事業承継ネットワーク」(9ページ参照)を活用した専門家派遣等を提案することで、事業承継支援に取り組めます。

【事業承継に係る保証制度体系】

事業承継前	事業承継後
①経営承継準備関連保証 ●会社又は個人の中小企業者が、他の中小企業者の経営を承継するための株式等取得資金を支援	③経営承継関連保証 ●承継後の会社又は個人の中小企業者が、前経営者の所有する資産等を取得するための資金を支援
②特定経営承継準備関連保証 ●事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の経営を承継するための株式等取得資金を支援	④特定経営承継関連保証 ●認定会社の新代表者に就任した個人が、前経営者の所有する資産等を取得するための資金を支援
	⑤事業承継サポート保証 ●後継者が設立した持株会社が、オーナーや経営者等から株式を取得するための資金を支援

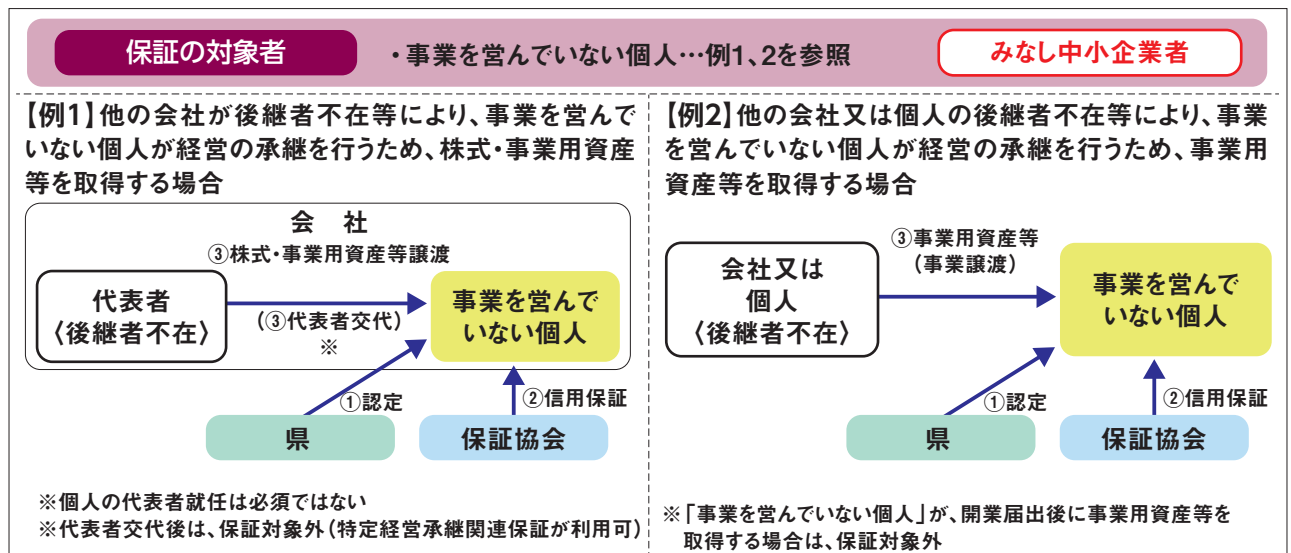
①経営承継準備関連保証

会社又は個人の中小企業者が、他の中小企業者の経営を承継するための株式等取得資金を支援する保証制度です。



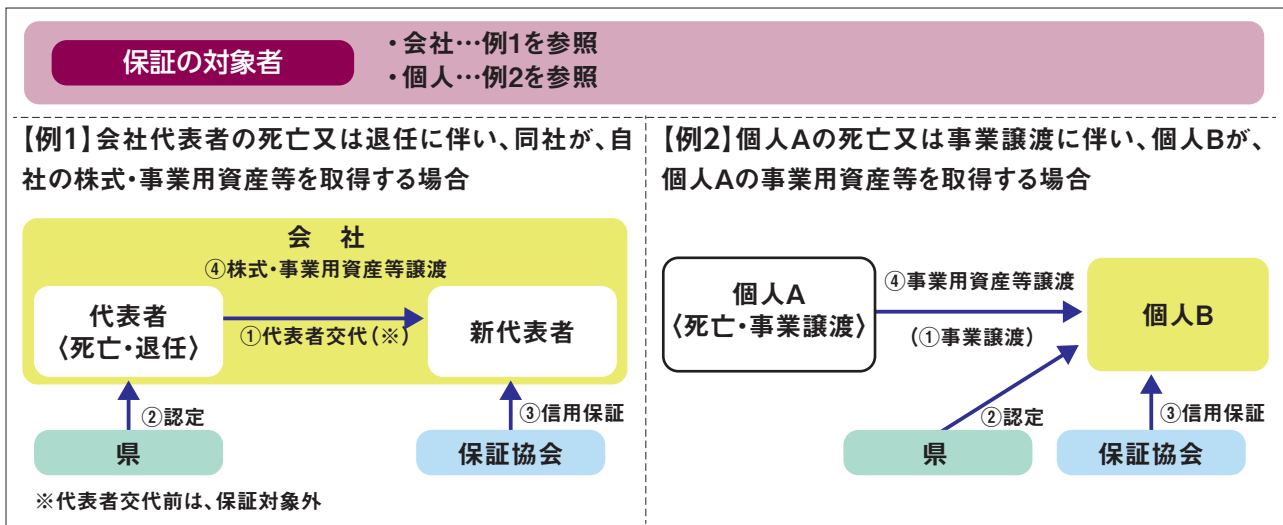
②特定経営承継準備関連保証

事業を営んでいない個人が、他の中小企業者の経営を承継するための株式等取得資金を支援する保証制度です。



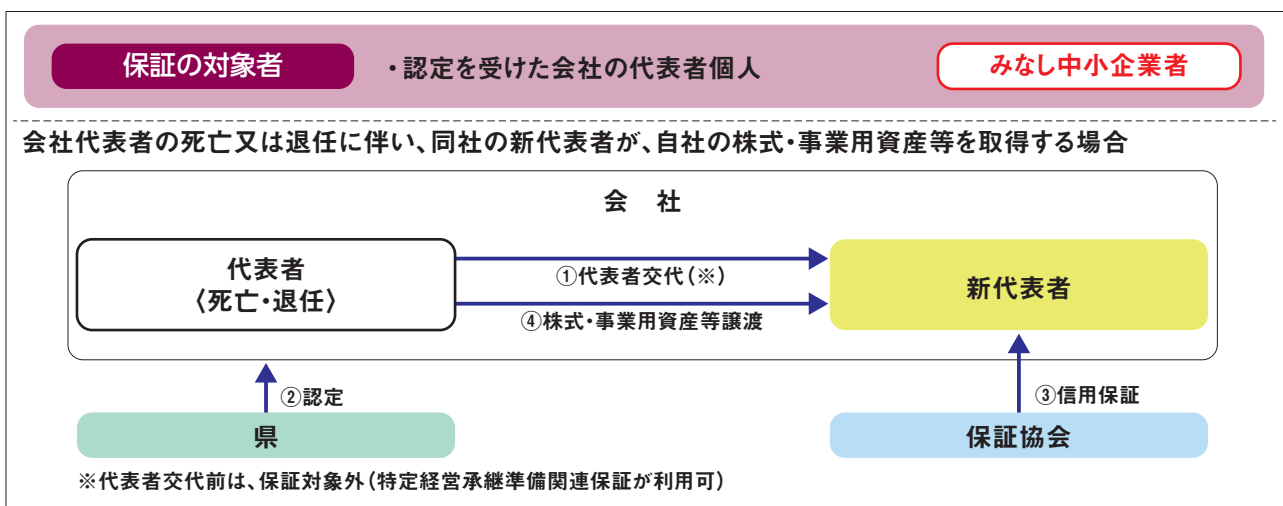
③経営承継関連保証

事業承継後の会社又は個人の中小企業者が、前経営者の所有する資産等を取得するための資金を支援する保証制度です。



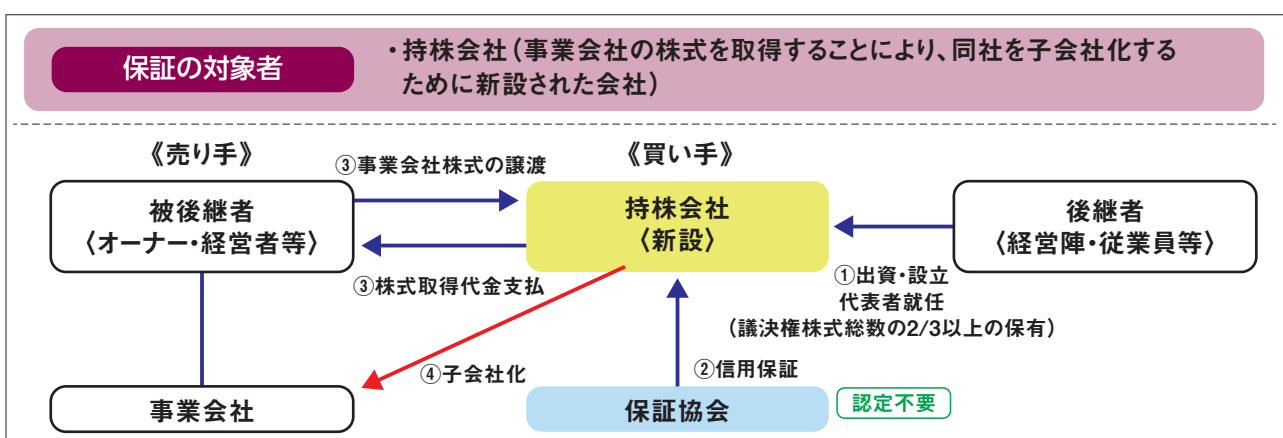
④特定経営承継関連保証

認定を受けた会社の代表者に就任した個人が、前経営者の所有する資産等を取得するための資金を支援する保証制度です。



⑤事業承継サポート保証

後継者が持株会社を設立して、オーナーや経営者等から株式を取得するための資金を支援する保証制度です。



4

「事業承継特別保証制度」、「経営承継借換関連保証」

経営者の高齢化や後継者不足の顕在化により、事業承継問題は喫緊の課題となっており、事業承継を円滑に行うための保証制度を取扱いしています。

「事業承継特別保証制度」、「経営承継借換関連保証」の特徴

- 事業承継時に利用可能です(事業承継後にも利用ができる場合もあります)
- 経営者保証が不要です
- 経営者保証コーディネーター(注1)による確認を受けた場合には信用保証料率が大幅に軽減されます
- 経営者保証ありの既存の借入金が借換可能です(本制度で経営者保証が不要になります)

(注1)「事業承継・引継ぎ支援センター」が雇用する専門家です。

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証
認 定 要 否	不要	必要(経営承継円滑化法第12条で規定する経済産業大臣の認定)
対 象 者	(1)3年以内に事業承継を予定する法人 (2)事業承継日から3年を経過していない法人(次頁※1)	3年以内に事業承継を予定する法人
資 格 要 件	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと(次頁※2) ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること ①～④:信用保証協会の審査時に確認	次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと(次頁※2) ③EBITDA有利子負債倍率10倍以内 ④法人と経営者の分離がなされていること ①③:大臣認定時に確認(省令で規定) ①～④:信用保証協会の審査時に確認
対 象 資 金	対象者(1)の場合 ●事業承継時までに必要な事業資金 ●事業承継前の真水資金 ●事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金 対象者(2)の場合 ●事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金	●事業承継前の経営者保証付き融資の借換資金
プロパー融資の借換	可(既に無保証人の融資は除く)	
保証限度額		
経営承継借換関連保証は同様の別枠(組合は除く)		

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証																														
保証期間	●一括返済の場合 1年以内 ●分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）																															
貸付金利	金融機関所定の利率																															
信用保証料率	(単位：%) <table><tr><th>信用保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td>(1)</td><td>1.90</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td></tr><tr><td>(2)</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.85</td><td>0.70</td><td>0.60</td><td>0.50</td><td>0.40</td><td>0.30</td><td>0.20</td></tr></table> (1) 基準保証料率 (2) 経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合		信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	(1)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	(2)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
(1)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																							
(2)	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																							
返済方法	一括返済又は分割返済																															
連帯保証人	徴求しません																															
担保	必要に応じ差し入れていただきます																															
申込方法	金融機関経由																															
添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要です (1)事業承継計画書 (2)財務要件等確認書 (3)借換債務等確認書 （既往借入金を借り換える場合） (4)他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） (5)事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合）	信用保証協会所定の申込資料のほか、認定書（写）及び認定申請提出書類（写）に加えて、以下の書類が必要です。 (1)財務要件等確認書 (2)借換債務等確認書 （既往借入金を借り換える場合） (3)他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） (4)事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合） ※事業承継計画書は、認定申請書に含まれます																														

(※1) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3年を経過していないもの。事業承継時に財務要件を充足していなくとも、承継後3年以内に充足すれば当該制度を一部利用可とする利便性向上措置。経営承継借換関連保証は、要件の充足の認定により別枠を付与するものであるため、同措置は適用不可

(※2) 新型コロナウイルス感染症の影響により条件変更を行った事業者に限り、「返済緩和中であること」の要件を特別に除外

5 伴走支援型特別保証制度

「伴走支援型特別保証制度」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が当該中小企業者に対して継続的な伴走型での支援を実施することにより、当該中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的として創設されました。(取扱期間:令和3年4月1日～令和4年3月31日)。

制度の特徴

1. 経営行動計画書の策定と伴走支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関との対話を通じて経営行動計画書を策定し、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援を行います。
- 金融機関は、原則として5事業年度にわたり、四半期毎にフォローアップを実施します。

2. 保証料の一部補助

- 保証料率は0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%) で、国が0.65% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%) に相当する額の保証料を補助し、中小企業者は一律0.20%相当額の保証料を負担します。

ご利用いただける方

次の(1) から (3) のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。

- (1) 中小企業信用保険法 (以下「保険法」という。) 第2条第5項第4号 (セーフティネット4号) の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)
- (2) 保険法第2条第5項第5号 (セーフティネット5号) の規定による認定 (売上高等減少率が15%以上のものに限る。)
- (3) 保険法第2条第6項 (危機関連) の規定による認定 (新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)

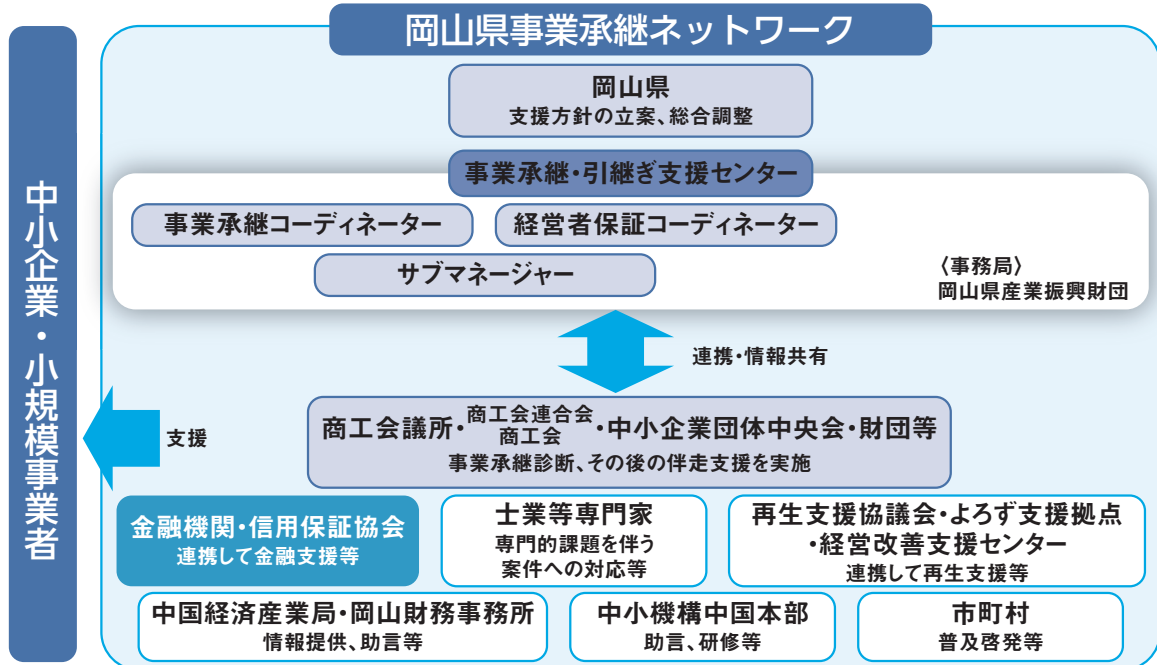
制度の概要

資 金 使 途	経営の安定に必要な事業資金(運転資金・設備資金) ※借換資金については、原則として責任共有対象(80%保証)の保証を責任共有対象外(100%保証)の本制度で借換えることはできません。					
保 証 限 度 額	4,000万円(部分保証の場合の借入限度額は5,000万円) ※1企業の保証限度額となることから、複数の保証協会利用分を合算した保証限度額となります。					
保 証 期 間	●一括返済の場合 1年以内 ●分割返済の場合 10年以内(据置期間5年以内)					
貸 付 金 利	金融機関所定の利率					
貸 付 方 式	証書貸付又は手形貸付					
信用保証料率	(単位：%)					
	通常			経営者保証免除対応		
	保証料率	国の補助	中小企業者負担	保証料率	国の補助	中小企業者負担
	0.85	0.65	0.20	1.05	0.85	0.20
※条件変更保証料は補助対象外となります。						
返 済 方 法	一括返済又は分割返済					
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。 ※一定の条件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより法人代表者の経営者保証を免除することができます。					
担 保	必要に応じて差し入れていただきます。					
申 込 方 法	金融機関経由					
添 付 書 類	①認定書 ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)					

6

岡山県事業承継ネットワーク

平成30年5月、行政、支援機関、金融機関、士業団体等91機関により、岡山県事業承継ネットワークが結成されました。令和3年4月には、事業承継ネットワークと事業引継ぎ支援センターの両機能が統合されました。岡山県事業承継ネットワークでは、事業承継に関する様々な情報を共有し、各機関が連携して事業承継を支援しています。



岡山県事業承継ネットワークが行う支援

●事業承継診断

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等公的支援機関及び信用金庫等一部の金融機関の職員が、訪問などにより事業承継診断を行い、後継者の有無や事業承継の準備状況などをお尋ねします。

●コーディネーターによる支援

事業承継診断の結果を踏まえ、必要に応じて「事業承継コーディネーター」や「エリアコーディネーター」が支援機関と連携して、事業承継に関する様々な課題の整理や事業承継の進め方の検討をお手伝いします。

●専門家による支援

専門知識が必要な課題については、ネットワークに登録されている専門家を派遣し、支援機関と連携して課題解決を支援します。

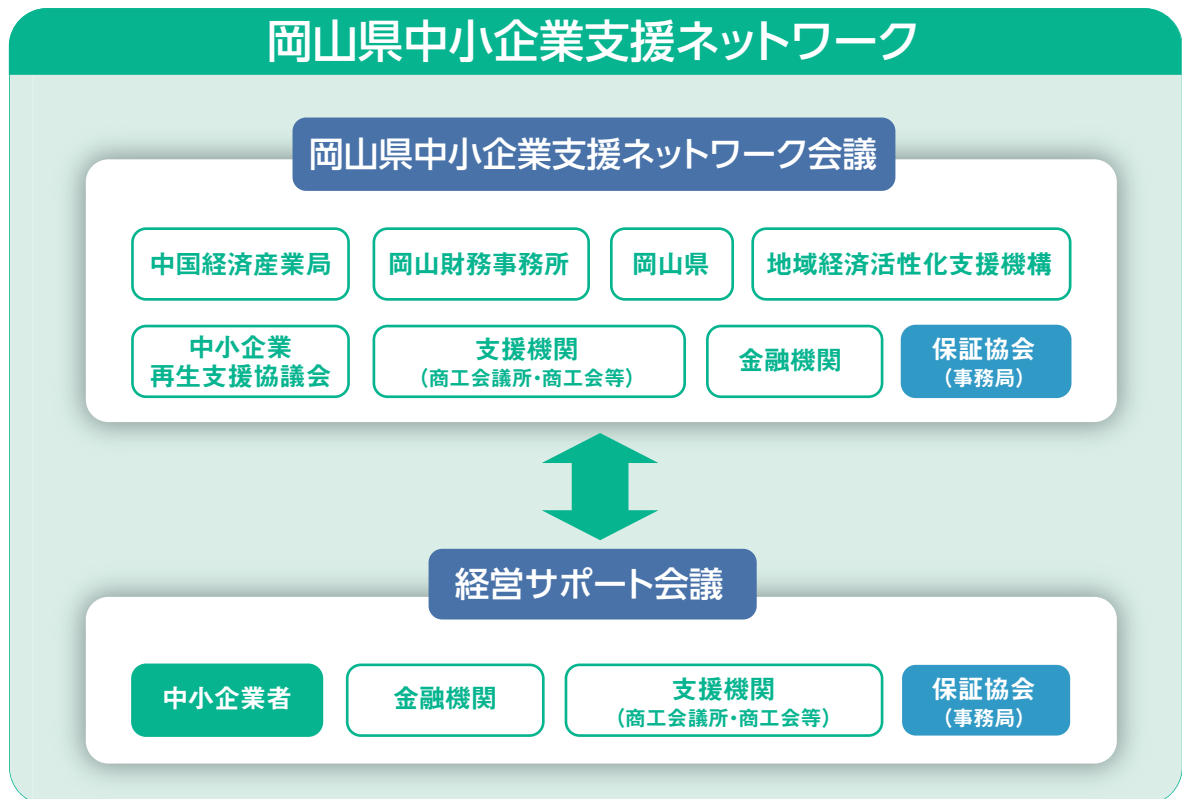
岡山県事業承継ネットワーク構成機関

	ネットワーク構成機関名
事務局	岡山県産業振興財団(コーディネーター)
県	岡山県
支援機関	12商工会議所、20商工会、岡山県中小企業団体中央会、岡山県商工会連合会
金融機関	中国銀行、トマト銀行、おかやま信用金庫、水島信用金庫、津山信用金庫、玉島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、備前日生信用金庫、笠岡信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫岡山支店、岡山県信用保証協会
士業専門家	岡山弁護士会、日本公認会計士協会中国会岡山県部会、中国税理士会岡山県支部連合会、岡山県中小企業診断士会、岡山県司法書士会、岡山県行政書士会、岡山県社会保険労務士会
国・国機関	経済産業省 中国経済産業局、財務省 中国財務局 岡山財務事務所、中小企業基盤整備機構中国本部、事業承継・引継ぎ支援センター、岡山県中小企業再生支援協議会、岡山県よろず支援拠点、岡山県経営改善支援センター
市町村	27市町村

7

岡山県中小企業支援ネットワーク

平成24年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁によって取りまとめられた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を受け、当協会が事務局を担い、地域金融機関、中小企業支援機関、行政機関等をメンバーとして、平成24年10月に「岡山県中小企業支援ネットワーク」を構築し、中小企業者の経営改善・事業再生支援の環境整備を図っています。



※経営サポート会議の詳細については、11ページをご覧ください。

岡山県中小企業支援ネットワーク構成機関

経済産業省 中国経済産業局、財務省 中国財務局 岡山財務事務所
 岡山県、岡山県産業振興財団、岡山県中小企業再生支援協議会
 地域経済活性化支援機構
 岡山県商工会議所連合会、岡山県商工会連合会、岡山県中小企業団体中央会
 おかやまキャピタルマネジメント
 中国銀行、トマト銀行、広島銀行、百十四銀行、伊予銀行、おかやま信用金庫、水島信用金庫、
 津山信用金庫、玉島信用金庫、備北信用金庫、吉備信用金庫、備前日生信用金庫、
 笠岡信用組合、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫 岡山支店
 岡山弁護士会、日本公認会計士協会 中国会 岡山県部会、中国税理士会 岡山県支部連合会、
 岡山県中小企業診断士会
 岡山県信用保証協会(事務局)

8 経営サポート会議

「経営サポート会議」は、岡山県中小企業支援ネットワークに設置された企業支援のための会議です。

当協会が関係金融機関等への呼びかけを行い、事務局を務め、中小企業者の経営改善に取り組んでいます。

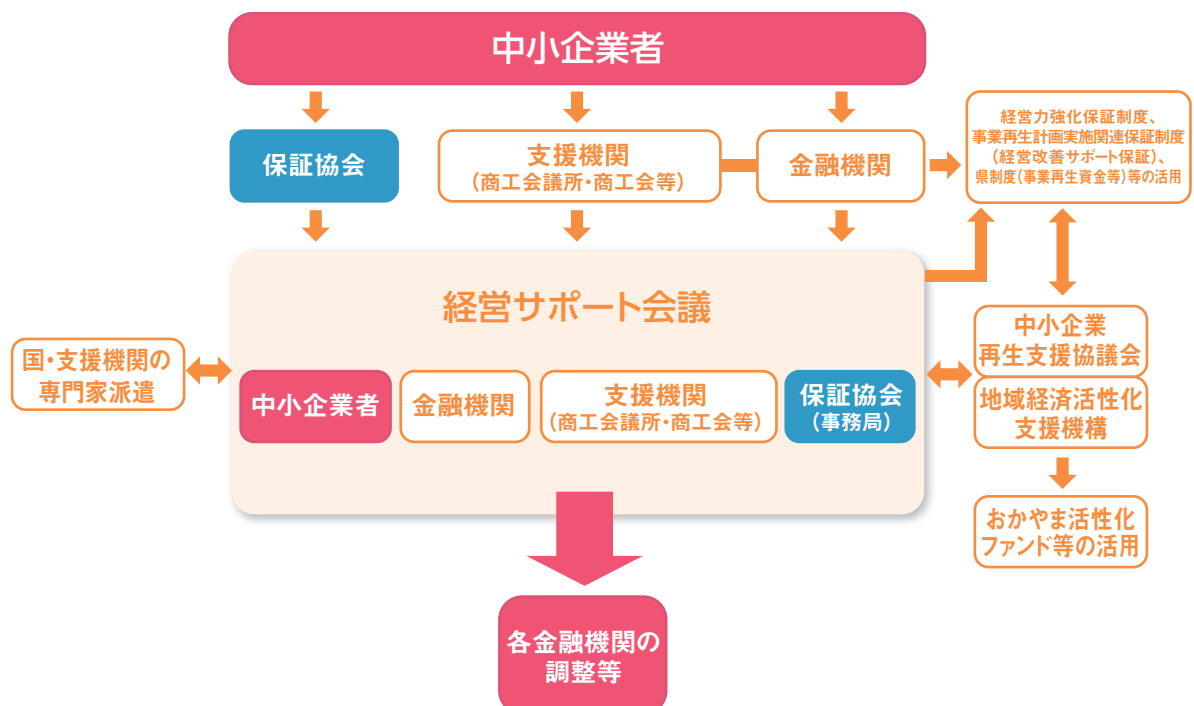
目的

経営サポート会議は、中小企業者と融資金融機関又は支援機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し、意見交換を実施することで、中小企業者の迅速な経営改善、再生を図ることを目的としています。

対象となる方

- 経営改善計画の作成が出来ていない中小企業者
- 保証協会の保証付融資が主体で、経営改善へのサポートが必要と思われる中小企業者
- 再生支援協議会等へ相談する可能性があるが、関係金融機関等との意見交換の場が必要な中小企業者又は再生支援協議会等のフォローアップは終了しているが、引き続き経営支援のために情報交換が必要な中小企業者
- 主要金融機関において経営改善計画ができている中小企業者
- その他、支援機関等の要請で事務局が経営サポート会議の必要性を認めた中小企業者

スキーム図



9

国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る費用補助

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業・小規模事業者が「国の認定支援機関（中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関）による経営改善計画策定支援事業」を活用して経営改善計画を策定し、金融機関から計画同意が得られた場合は、国から3分の2（上限200万円）の費用補助を受けることができます。

さらに、上記支援事業を活用した場合、モニタリング費用を除く経営改善計画策定に係る費用について、中小企業者が負担する3分の1部分の80%（上限12万円）を当協会独自で費用補助します。なお、費用補助は当協会の保証を利用している中小企業者を対象にしています。

費用補助に係るお問い合わせ先

	国の費用補助	当協会独自の費用補助
補助割合	3分の2（上限200万円）	中小企業者が負担する3分の1部分の80%（上限12万円）
取扱機関	岡山県産業振興財団 経営改善支援センター	岡山県信用保証協会
住所	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山4F	17ページをご覧ください。
電話番号	086-286-9704	
FAX番号	086-286-9705	
メールアドレス	keieikaizen@optic.or.jp	

支援の対象となる費用総額（消費税含む）

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額（モニタリング費用を含む）
小規模	売上1億円未満かつ 有利子負債1億円未満	100万円以下 （内、モニタリング費用は総額の2分の1以下）
中規模	売上10億円未満かつ 有利子負債10億円未満（注）	200万円以下 （内、モニタリング費用は総額の2分の1以下）
中堅規模	売上10億円以上又は 有利子負債10億円以上	300万円以下 （内、モニタリング費用は総額の2分の1以下）

（注）小規模を除きます。

10 経営力強化保証制度

「経営力強化保証制度」は、中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関(注)と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的として創設された制度です。

(注) 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家をいいます。

ご利用いただける方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者

制度の特徴

- 中小企業者が認定経営革新等支援機関の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に信用保証料率を軽減（概ね▲0.2%）し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。
- 中小企業者は、認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定・実行し、その進捗を金融機関に対して四半期毎に報告していただきます。（金融機関は経営支援の実施状況を含め、協会に対して年1回の報告をします。）

補助金等の活用

- 国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用した場合は、経営改善計画策定支援に係る費用（計画の策定費用、事業デューデリジェンス費用、財務デューデリジェンス費用、モニタリング費用等）の内、3分の2（最大200万円）の補助を受けることができます。
- 上記、国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」を活用し、モニタリング費用を除いた経営改善計画策定に係る費用について、中小企業者が負担する3分の1部分の80%（上限12万円）を当協会が補助します。

※国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る費用補助の詳細については、12ページをご覧ください。

制度の概要

資 金 使 途	事業資金(ただし、事業計画の実施に必要な資金に限ります。)																																																	
保 証 限 度 額	<table><tr><td></td><td colspan="5">一企業者</td><td colspan="4">組 合</td></tr><tr><td>普 通 保 険</td><td colspan="5">2億円以内</td><td colspan="4">4億円以内</td></tr><tr><td>無担保保険</td><td colspan="5">8,000万円以内</td><td colspan="4">8,000万円以内</td></tr><tr><td>合 計</td><td colspan="5">2億8,000万円以内</td><td colspan="4">4億8,000万円以内</td></tr></table>											一企業者					組 合				普 通 保 険	2億円以内					4億円以内				無担保保険	8,000万円以内					8,000万円以内				合 計	2億8,000万円以内					4億8,000万円以内			
	一企業者					組 合																																												
普 通 保 険	2億円以内					4億円以内																																												
無担保保険	8,000万円以内					8,000万円以内																																												
合 計	2億8,000万円以内					4億8,000万円以内																																												
保 証 期 間	●一括返済の場合 1年以内 ●分割返済の場合 【運転資金】5年以内(据置1年以内) 【設備資金、運転・設備併用資金】7年以内(据置1年以内) ※借換の場合は10年以内																																																	
貸 付 金 利	金融機関所定の利率																																																	
貸 付 方 式	個別保証(根保証形式は利用できません。)																																																	
信用保証料率	(単位：％) <table><tr><td>信用保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有制度対象</td><td>1.75</td><td>1.55</td><td>1.35</td><td>1.15</td><td>1.00</td><td>0.80</td><td>0.60</td><td>0.45</td><td>0.45</td></tr><tr><td>責任共有制度対象外</td><td>2.00</td><td>1.80</td><td>1.60</td><td>1.35</td><td>1.10</td><td>0.90</td><td>0.70</td><td>0.50</td><td>0.50</td></tr></table> ※区分⑨を除き、基準保証料率より概ね▲0.2%軽減した料率となっています。										信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有制度対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	責任共有制度対象外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50										
信用保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																									
責任共有制度対象	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45																																									
責任共有制度対象外	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50																																									
返 済 方 法	一括返済又は分割返済																																																	
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。																																																	
担 保	必要に応じ差し入れていただきます。																																																	
責任共有制度	原則として責任共有制度の対象となります。 ただし、責任共有制度対象外の既保証(平成19年9月30日以前に保証の申込を受け付けた保証であって保証割合が100%の保証を含む。)を同額以内で借り換える場合(責任共有制度対象の既保証も合わせて借り換える場合を除く。)には、例外的に責任共有制度の対象外となります。																																																	
申 込 方 法	金融機関経由																																																	
添 付 書 類	●「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ●事業計画書(申込人が策定したもの) ●認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面																																																	

「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）制度」は、産業競争力強化法に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、中小企業者の活力の再生を図ることを目的として創設された制度です。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の早期の事業再生に向けた取り組みを促すことを目的として、据置期間に関する要件緩和や保証料の軽減措置を設けた新制度「事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）」が創設されました。（取扱期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日）

制度の特徴

1. 支援の対象

「事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）制度」の創設により、再生計画の作成段階におけるつなぎ融資を対象とした「事業再生円滑化関連保証（プレDIP保証）制度」による支援に加え、再生計画の実行段階における資金調達を対象とした支援が可能となっています。

2. 保証料の一部補助（感染症対応型）

感染症対応型の保証料率は責任共有対象の場合は0.80%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%）・責任共有対象外の場合は1.00%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.20%）です。そのうち国の補助は、責任共有対象の場合は0.60%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.80%）・責任共有対象外の場合は0.80%（経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%）であり、中小企業者は一律0.20%相当額の保証料を負担します。

ご利用いただける方

次の（1）から（11）のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者

- （1）中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- （2）認定支援機関（再生支援協議会）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- （3）特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- （4）整理回収機構が策定を支援した再生計画
- （5）地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- （6）東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
- （7）私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- （8）個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- （9）自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画
- （10）中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- （11）経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

制度の概要

	事業再生計画実施関連保証	事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)							
資 金 使 途	事業資金(ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限ります。)								
保 証 限 度 額		一企業者		組 合					
	普通保険	2億円以内		4億円以内					
	無担保保険	8,000万円以内		8,000万円以内					
	合計	2億8,000万円以内		4億8,000万円以内					
※特別小口保険をご利用の場合は、2,000万円以内									
保 証 期 間	●一括返済の場合 1年以内 ●分割返済の場合 15年以内 (据置期間は1年以内とする。)		●一括返済の場合 1年以内 ●分割返済の場合 15年以内 (据置期間は5年以内とする。)						
貸 付 金 利	金融機関所定の利率								
貸 付 方 式	個別保証(根保証形式は利用できません。) ※手形貸付個別保証・手形割引個別保証・電子記録債権割引については本制度の対象となります。								
信用保証料率	(単位:%) <table><tr><td>責任共有制度対象</td><td>0.70</td></tr><tr><td>責任共有制度対象</td><td>0.80</td></tr></table>		責任共有制度対象	0.70	責任共有制度対象	0.80	(単位:%)		
			責任共有制度対象	0.70					
			責任共有制度対象	0.80					
	通常		経営者保証免除対応						
責任共有対象	保証料率 0.80	保証料率 1.00							
責任共有対象外	国の補助 中小企業者負担	国の補助 中小企業者負担							
責任共有対象	0.60 0.20	0.80 0.20							
責任共有対象外	保証料率 1.00	保証料率 1.20							
責任共有対象	国の補助 中小企業者負担	国の補助 中小企業者負担							
責任共有対象外	0.80 0.20	1.00 0.20							
※特別小口保険をご利用の場合は0.70%となります。									
※条件変更保証料は補助対象外となります。									
返 済 方 法	一括返済又は分割返済								
連 帯 保 証 人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。		原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません。 ※一定の条件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより法人代表者の経営者保証を免除することができます。						
担 保	必要に応じて差し入れていただきます。								
申 込 方 法	金融機関経由 ※左記「ご利用いただける方」の(11)に該当する場合は、金融機関経由保証申込又は斡旋保証申込となります。								
添 付 書 類	①左記「ご利用いただける方」欄に掲げる事業再生の計画 ②経営者保証免除対応確認書(経営者保証免除対応を適用する場合)								

12 担当部署(相談窓口)

経営支援のご案内について、ご不明な点がございましたら、業務統括部創業・経営支援統括課又は担当部署(相談窓口)へご連絡ください。

業務統括部(創業・経営支援統括課)



住 所	〒700-8732 岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1124
FAX番号	086-244-3807
メールアドレス	keieishien@okayama-cgc.or.jp

担当区域 県下全域

保証経営支援部



住 所	〒700-8732 岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1122
FAX番号	086-244-3896

担当区域 岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町

倉敷支所



住 所	〒710-8691 倉敷市大島54番地2
電話番号	086-425-3103
FAX番号	086-426-6763

担当区域 倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町

津山支所



住 所	〒708-8691 津山市大手町3番の4
電話番号	0868-22-7276
FAX番号	0868-24-4471

担当区域 津山市、真庭市、美作市、鏡野町、美咲町、久米南町、奈義町、勝央町、新庄村、西粟倉村

信用保証をご利用になる皆さまへ 暴力団等の反社会的勢力とは取引いたしません！

岡山県信用保証協会は、反社会的勢力に関わる企業等は信用保証の対象としておらず、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。

**反社会的
勢力とは**

- 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等
 - 暴力団員ではなくなった時から5年を経過しない者
 - 暴力団等と密接な関係を有する者（いわゆる共生者、密接交際者）
 - 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為や法的な責任を超えた不当な要求行為等を行う者
- 信用保証の申込に当たっては、申込人及び保証人が反社会的勢力等に該当しないこと、またはそれに類する行為を現在かつ将来にわたり行わないこと等を表明確約する旨の書類の提出をお願いいたします。